

総代会について

1 総代会の仕組み

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。

当金庫は、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、信用金庫法第49条の規定に基づき、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

2 総代候補者選考基準

- 当金庫の会員である方
- 就任時点で80歳を超えていない方
- 地域における信望が厚く、当金庫の総代として相応しい方
- 当金庫の理念・使命をよく理解していただける方
- 地域の情報に通じ、当金庫に対する協力者である方
- 金庫経営および業績発展に寄与していただける方
- 良識をもって正しい判断をしていただける方

3 総代会と総代選任方法

(1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は2年です。
- 総代の定数は、140人以上190人以内で、当金庫の営業地区を選任区域に分け、会員数に応じて各選任区域ごとに定めています。

現在の総代数は162人です。(令和3年6月16日現在)

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する役割を担っています。

そこで、当金庫の総代の選考は、信用金庫法、定款、総代選任規程および総代候補者選考基準に基づき、次の手順を経て選任します。

①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する

- 総代会の決議により、選任区域ごとに会員の中から選考委員を選任する

②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する

- 総代候補者氏名を各営業店の掲示場に掲示する

- 上記の掲示について電子公告により公告

③その総代候補者を会員が信任する

- 総代の氏名を各営業店の掲示場に1週間以上掲示する
(異議があれば申し立てる)

- 理事長は、会員の代表として総代候補者を総代に委嘱する

総代が選任されるまでの手順について

① 選任区域ごとの総代定数を決定

- 営業地区を選任区域に分け、会員数に応じて、各選任区域ごとの総代定数を決定

② 総代候補者選考委員を選任

- 総代会の決議により、選任区域ごとに会員のうちから選考委員を選任
- 選考委員の氏名を、各営業店の掲示場に掲示

③ 総代候補者を選考

- 選考委員が、総代候補者を選考
- 総代候補者の氏名を、理事長に報告
- 総代候補者の氏名を、1週間以上各営業店の掲示場に掲示
- 上記の掲示について電子公告により公告

異議申立期間(公告後2週間以内)

④ 総代の選任

- 会員から異議のない総代候補者
または
- 選任区の会員数の1/3未満から、異議の申し出があった総代候補者

- 選任区の会員数の1/3以上から、異議の申し出があった総代候補者

当該総代候補者数が選任区域の総代定数の1/2以上

当該総代候補者数が選任区域の総代定数の1/2未満

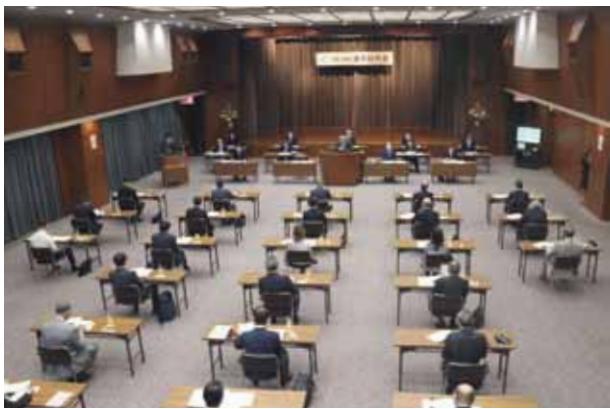
他の候補者を選考

改めて欠員の選考を行わない

上記②以下の手続きを経て

- 理事長は、総代候補者を総代に委嘱
- 総代の氏名を、各営業店の掲示場に1週間以上掲示

4 第95期 通常総代会の決議事項



令和3年6月16日開催の第95期通常総代会において、次の事項が報告および付議され、それぞれ原案どおりご承認いただきました。

(1) 報告事項

第95期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告に
関する件

(2) 決議事項

●日程第1. 総議案 第1号
令和2年度 剰余金処分案承認に関する件

●日程第2. 総議案 第2号
優先出資の一部消却に関する件

●日程第3. 総議案 第3号
「定款」の一部改定に関する件
(優先出資の総口数の最高限度の変更に伴うもの)

●日程第4. 総議案 第4号
出資会員の除名に関する件

●日程第5. 総議案 第5号
理事選任に関する件

●日程第6. 総議案 第6号
監事選任に関する件

●日程第7. 総議案 第7号
退任理事に対する退職慰労金贈呈に関する件

●日程第8. 総議案 第8号
退任監事に対する退職慰労金贈呈に関する件

5 総代の属性等別構成比

職業別	法人代表者 95.68%	個人 2.47%
	個人事業主 1.85%	
年代別	70歳以上 50.00%	
	60歳以上70歳未満 25.30%	
	50歳以上60歳未満 22.84%	
	40歳以上50歳未満 1.86%	
業種別	製造業 44.94%	不動産業 12.02%
	卸売業・小売業 19.62%	各種サービス 6.96%
	建設業 10.13%	運輸業 6.33%

6 総代の氏名

現在の総代氏名は、下記のとおりです。

大阪シティ信用金庫の総代

令和3年6月16日現在
(順不同、敬称略)

選任区	人数	氏名
第1区 中央区、浪速区、天王寺区、生野区	20名	岩瀬 健治④ 吉村 孝文④ 本田 良介④ 住吉 淳伍③ 松元 邦夫④ 中村 芳弘② 鴻池 良一④ 天満 康之④ 松井 正武④ 高澤 功一③ 鳥本 昌幸③ 村井 啓記③ 東野 宗昭④ 西谷 伸介④ 横富 隆治④ 中田 阳裕② 吉田 美佳志④ 北橋 成夫② 神原 広太郎④ 栗井 邦英②
第2区 西区、港区、福島区、此花区、西淀川区、大正区、尼崎市	22名	野村 伸④ 西谷 和夫④ 山崎 徹④ 山田 一彦④ 湯浅 義之④ 树谷 博司④ 松本 兼輔② 北村 勝信④ 太田 満夫④ 寺本 憲司④ 奥井 貴二④ 奥内 英二郎④ 小坂 圭一② 森 恵子④ 高林 伸行③ 小宮 光弘② 大島 久司③ 野村 正美④ 樋口 莊一郎③ 中塚 賢治④ 辻野 隆裕④ 八木 利彦④
第3区 北区、東淀川区、淀川区、吹田市、豊中市、摂津市、茨木市、高槻市、池田市、箕面市、伊丹市	14名	保木 孝也② 若原 康正④ 黒川 展行② 井上 真吾① 吉田 栄一③ 中嶋 真理子① 塚本 忠憲④ 北村 繁光④ 西村 明秀④ 高橋 昌良③ 森 慶郎④ 田村 節子④ 吉田 政雄④ 櫻本 昭弘④
第4区 旭区、都島区、守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、交野市	14名	藤澤 誠一④ 坪倉 日出夫④ 富上 結生④ 平野 忠雄④ 猪奥 年紀④ 大江 美佐② 野田 幹夫④ 北條 博史④ 高橋 征二郎④ 牧野 洋一④ 陶 博一④ 安田 一④ 林 陽二郎④ 大野 満②
第5区 東成区、城東区、鶴見区、大東市、四條畷市	15名	津熊 浩司④ 飯森 郁男④ 藤原 一④ 松田 信彦③ 原 直宏④ 碇 洋司② 石塚 はづ子④ 松原 清一④ 淀 雅和④ 村岡 邦廣④ 安間 正晃① 井上 算② 松尾 英樹④ 木村 貞美③ 山内 犀平④
第6区 阿倍野区、東住吉区、平野区、松原市	15名	川口 凌太郎④ 藤本 和茂④ 内山 順吉④ 山本 将義④ 横口 一夫④ 長江 豊文② 藤澤 憲次② 小松 大二④ 堀内 英雄② 澤田 浩一④ 八尾 栄一④ 中山 福三④ 杉本 茂② 松岡 義則② 大八木 祥治④
第7区 東大阪市、奈良市、生駒市、生駒郡、香芝市、大和高田市、北葛城郡、葛城市	29名	芳村 英夫④ 森田 勝彦② 徳田 勝也② 東口 勝紀② 山本 秀雄② 木下 吉数④ 今井 正生④ 飯田 三智男④ 笠原 幹司② 松本 輝雅② 三井田 靖宗② 村川 昇④ 藤林 源治② 伏田 三雄④ 田中 繁次④ 稲上 大三② 木田 潔② 白井 博④ 西田 勝秀④ 木ノ本 裕② 澤田 知宏④ 森本 憲通④ 永塚 隆夫② 清水 大道① 阪本 薫④ 福田 智子② 西濃 政男④ 茨木 延夫④ 内田 卓④
第8区 八尾市、柏原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、太子町、河南町、千里赤阪村、河内長野市	18名	西口 守④ 酒本 昌寿① 大屋 準一④ 坂東 孝朗④ 大床 直次④ 岡村 博光③ 田中 則男③ 八幡 公造③ 御喜田 俊也② 村上 興寛④ 植田 光紀③ 北橋 賢三③ 門谷 佳樹③ 松村 和英③ 伊藤 末弘② 上野 孝雄④ 向崎 英二③ 森嶋 敦③
第9区 住吉区、住之江区、西成区、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市	15名	永吉 清治④ 井上 泰正④ 山下 保一④ 松山 孝④ 森 啓④ 福田 穂浪④ 竹本 繁生④ 竹中 和雄④ 小林 敦④ 堂上 勝己④ 小島 聰② 甲斐田 安三④ 上野山 正作④ 尾崎 和雄④ 野口 真弘④

※氏名の後の数字は総代への就任回数。

※就任回数は、大阪シティ信用金庫となって以降の回数を表示。